

2026年4月28日
関西電力株式会社

「かんでん暮らしナビ利用規約」の改訂について

いつも「かんでん暮らしナビ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、「[かんでん暮らしナビ利用規約](#)」の一部を改訂いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改訂内容（主な変更点）

(1) 第3条（本サービスの内容）を以下のとおり変更します。

（変更前）

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスにおいて、利用者が利用できるサービスは次の各号に定めるとおりとします。

(1) 次の機能を有するコンピュータプログラムまたはAPIの全部または一部を提供するサービス

- ア. 専門家セミナーサービスの情報管理機能
- イ. 利用者へのサービス提供に必要なオンラインツールの利用機能
- ウ. 専門家セミナーサービスの予約受付ならびに管理機能
- エ. 個別相談の予約受付ならびに管理機能
- オ. その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能

（変更後）

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスにおいて、利用者が利用できるサービスは次の各号に定めるとおりとします。

(1) 次の機能を有するコンピュータプログラムまたはAPIの全部または一部を提供するサービス

- ア. 専門家セミナーサービスの情報管理機能
- イ. 利用者へのサービス提供に必要なオンラインツールの利用機能
- ウ. 専門家セミナーサービスの予約受付ならびに管理機能
- エ. 個別相談の予約受付ならびに管理機能

- オ. 当社が電話により個別相談の案内を行う機能（利用者が利用した専門家セミナーサービスを実施した専門家が保険募集代理店であって当社と共同募集契約を締結している場合に限る）
- カ. その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能

(2) 第4条（専門家セミナーサービス提供方法等）以下のとおり変更します。

(変更前)

第4条（専門家セミナーサービス提供方法等）

- 7. 当社または専門家が実施するセミナーは、一般的な情報提供を目的として実施されるものであり、特定の商品または契約の勧誘・推奨・比較説明その他保険業法等の募集行為には該当しません。
- 8. 当社または専門家が本サービスを通じて紹介する個別相談（専門家・利用者間の相談のうち初回の相談のみを言います）は、一般的な情報提供を目的として実施されるものであり、特定の商品または契約の勧誘・推奨・比較説明・意向把握その他保険業法等に定める募集行為には該当しません。

(変更後)

第4条（専門家セミナーサービス提供方法等）

- 7. 当社または専門家が実施するセミナーは、一般的な情報提供を目的として実施されるものであり、特定の商品または契約の勧誘・推奨・比較説明その他保険業法に定める募集行為には該当しません。
- 8. 当社または専門家が本サービスを通じて紹介する個別相談は、本サービスの範囲外で専門家がその責任において実施するものであり、当社はその実施主体ではありません。また、個別相談の内容には、特定の商品または契約の勧誘・推奨・比較説明その他関係法令に定める募集行為が含まれる場合があります。なお、当社は、当該個別相談の実施主体ではなく、当該相談における専門家の行為について責任を負うものではありません。
- 9. 個別相談以降の専門家による利用者への役務提供についても、当社は関与せず、専門家が自己の責任において提供するものとします。
- 10. 本条第8項および第9項の定めに関わらず、専門家が保険募集代理店であって当社と共同募集契約を締結している場合で、かつ、専門家が実施した個別相談の結果、利用者が保険契約の締結を希望する場合、当該利用者に対する保険契約の募集行為および締結に係る手続きは、当社と当該保険募集代理店による共同募集として行われるものとします。ただし、共同募集として行われる場合における当社の責任の範囲は、当該共同募集契約および関係法令の定める範囲に限られるものとします。

2. 改訂時期

2026年5月12日

以上